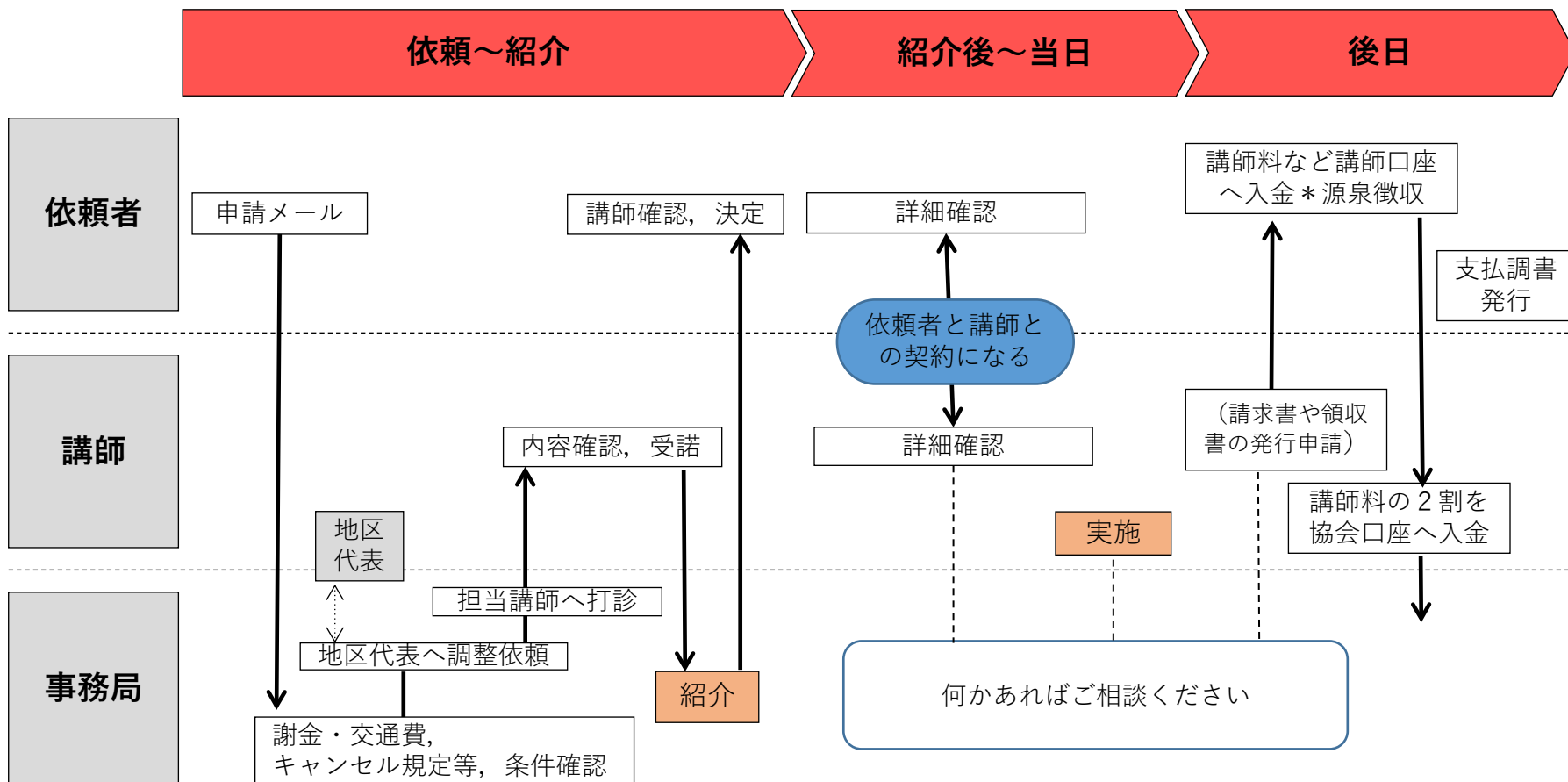


講師紹介フロー図

※講師料3万円以上の場合



主な変更点



1. 【派遣から紹介へ】

原則として講師派遣ではなく講師紹介とし、「協会」が契約時に間に入ることは避ける。

2. 【標準キャンセル規定】

キャンセル規定は、先方との交渉を行う上での「標準キャンセル規定」として、会員（講師）の権利保護につとめる。

3. 【お金の流れの変更】

標準的なお金のながれを 依頼元 -> 講師 と直接してもらい、講師から後ほど普及委員会に紹介料を振り込んでもらう。

<http://www.bibliobattle.jp/aboutus/koushi>

4. 【紹介料の改訂 30% -> 20%】

(3.) に伴い、講師側に (a) 振込手数料の負担が生じるとともに、(b) 協会の源泉徴収義務がなくなり、ます。

そこで、会員の過度な負担を避けるために、紹介料をこれまでの30%->20%に改定するとともに、振込手数料に関しては講師側の負担としたいとおもいます。

<改定後>

1. 依頼メール受信
2. 謝金・交通費（宿泊を伴う場合は宿泊費）の確認
3. 地区代表に講師紹介を依頼
4. 講師決定後、依頼元に紹介メール（事務局はここまで）
5. 紹介後は、講師と依頼元と直接やりとり（今まではCcに事務局も入れてもらっていたが、不要）
6. イベント終了後は、依頼元から講師の銀行口座へ直接入金してもらう
 - * 源泉徴収は依頼元が行うので、講師、事務局とも行わない
 - * 請求書や領収書の発行が必要な場合、講師自ら対応
7. 講師口座へ入金後、講師からビブリオバトル協会口座へ紹介料*1として入金してもらう
8. 支払調書は依頼元が行う

*1 協会への講師紹介料は、依頼元が支払う講師紹介料の20%
例) 講師料3万円の場合、6,000円



<改定前>

1. 依頼メール受信
2. 謝金・交通費（宿泊を伴う場合は宿泊費）の確認
3. 地区担当に講師紹介を依頼
4. 講師決定後、依頼元に紹介
5. 紹介後は、講師と依頼元と直接やりとりをしてもらうが、Cc:に事務局を入れてもらい、随時内容を把握
6. イベント終了後、講師料を依頼元からビブリオバトル協会口座に入金してもらう
 - * 依頼元が請求書や領収書が必要な場合、事務局にて対応
7. 講師派遣料から協会運営料をひき、その分の源泉徴収額を事務局が算出
8. 源泉徴収済の金額を事務局から講師の銀行口座へ入金
9. 講師口座に入金した月の翌月10日までに、事務局が納税しに行く
10. 年末に、事務局にて支払調書を作成

よくある質問Q&A

Q.講師を受けるときは必ず事務局を通す必要があるのか？

- ・事務局を通さず本人に直接依頼があり引き受ける場合には、事務局を通す必要はありません。
- ・講師料が3万円以上の依頼であっても、事務局を通す義務はありません。

Q.事務局を通さない場合、講師料全額を受け取っていいのか？事務局に事務手数料をあらためて納める必要があるのか？別途申請が必要か？

- ・個人で直接お引き受けされた講師に関してはビブリオバトル普及委員会への報告義務などは特にありません。
- ・ただし、個人で直接引き受けられた場合でも「寄付」または「商標利用料」という形で、ビブリオバトル普及委員会へ還元いただくことは大歓迎です。

Q.個人で引き受けた分を何等かの形で普及委員会へ還元したいのだが、

- ・ありがとうございます。「寄付」または「商標使用料」としておこころざし分お納めいただくことが可能です。領収書も発行いたします。なお、商標使用料としてお納めいただいた分は、税金控除の対象となります。

Q.個別に引き受けた分を、実績としてビブリオバトル普及委員会へ報告したいがどうすればよいか？

- ・講師終了後に事務局までご報告ください。事務局で情報管理を行い普及委員会の講演等に関する活動実績に加え、総会資料作成や各種後援申請などにおける実績リストに反映します。
- ・普及委員会の活動実績としてご紹介したいと考えておりますので、可能な範囲で積極的にご報告ください。ただし、原則として報告の義務はありませんので、各自のご判断でご報告いただければ幸いです。

講師紹介制度について

講師依頼のニーズも増えてきて、また、ありがたいことに普及委員の数も増えてきて随分と体制も整ってきた。一方で、講師個人ではなく普及委員会にも様々なコストが発生しており、講師依頼を受けてそれを紹介する部分の料金について一定のルール設定を行いたい。また、これらは普及委員会の日頃の絶え間ない活動の上に成り立っているものなので、普及および、普及委員会予算確保の観点からも議論行った。

結果、以下の通りとする。

※事務局を通す依頼分についての議論。講師が個人的に受ける（事務局を通さない）依頼については、事務局は関与しない。今まで通りとする。

講師料

- 普及委員以上、3万円以上を基準とする。（会員については記載しない。原則、普及委員以上が講師派遣対象）
地区代表、理事、著名人・活動実績のある講師は通常より高い金額となりますのでご相談ください、と表記。
- 地区代表5万円、代表10万円が目安だが、明記はしない。

紹介手数料

- 30%とする => **20%へ改定（2017年10月）**
代表クラス（10万クラス）の場合は別途。原則高率に。